

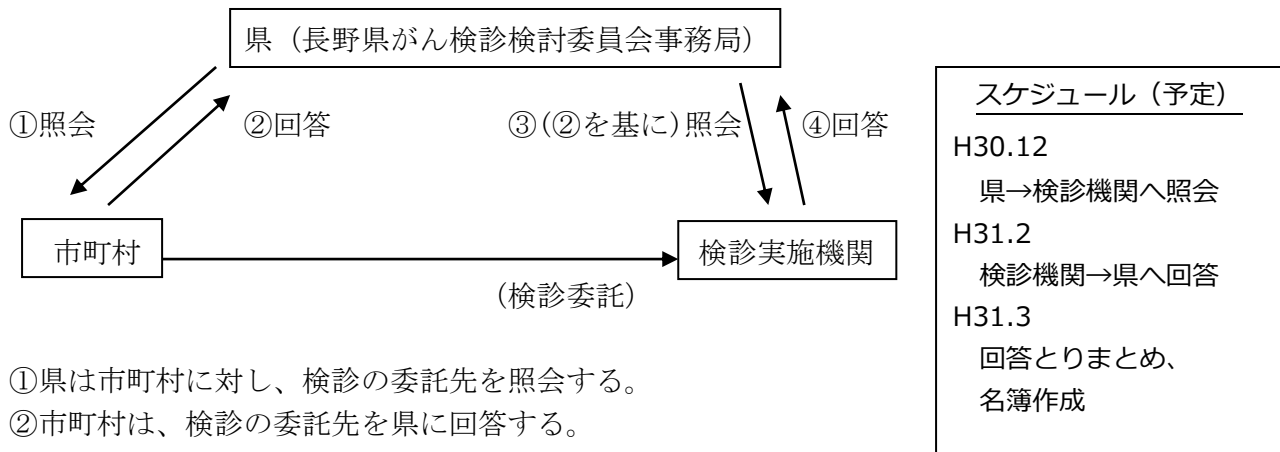
肺がん検診（エックス線検査）読影医師名簿の作成について

長野県健康福祉部保健・疾病対策課

1 概要

健康診査管理指導等事業実施のための指針（厚生労働省健康局総務課長通知 健総発第0331012号、以下「指針」という。）では、都道府県は生活習慣病検診等管理指導協議会及びその下部組織であるがん部会を設置し、医師会、保健所、学識経験者等によって専門的な見地から精度管理についての検討を行うことが求められている。指針には、肺がん部会の運営において、検診実施機関における精度管理の状況を把握するため、名簿等の作成により読影医師の把握に努めるよう記載されている。

2 照会ルート



- ①県は市町村に対し、検診の委託先を照会する。
- ②市町村は、検診の委託先を県に回答する。
- ③県は、②の回答を基に、検診実施機関へ読影医名簿を照会する。
- ④検診実施機関は、県に読影医名簿を回答する。

3 名簿の内容

■名簿に掲載する項目

氏名、生年、専門とする診療科目、呼吸器内科専門医の有無、呼吸器外科専門医の有無、放射線診断専門医の有無、所属医療機関名、郵便番号、所在地、電話番号

※県内の肺がん検診の読影に従事されている先生方が、どの程度指針の要件に該当しているか把握するため。また、読影に携わっている先生方の年齢分布を把握することは、将来的な読影医師確保の計画を立てる上で必要であるため。

■利用目的・範囲

作成した名簿は、精度管理の目的でのみ使用する。
また、利用できる者の範囲は、長野県保健・疾病対策課、市町村がん検診担当課とする。

■廃棄方法

名簿の利用目的が達成された後、判読不可能な状態に処分する。